

境川浄化センター一般利用施設の利用許可要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県流域下水道一般利用施設管理規則（平成14年規則第13号）の規定に基づき、境川浄化センター一般利用施設（グラウンドゾーン、芝生ゾーン、緑地他）（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用できない日)

第2条 施設の利用ができない日は、次のとおりとする。

- (1) 県、市町等が主催する下水道行事等、市町が推薦する自治会行事で利用する日。（以下「特別利用」という。また、特別利用以外の利用を「一般利用」という。）
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 前項の規定に関わらず、気象警報が発令された場合、緊急的な修繕、施設の維持管理が必要となる場合（芝生の養生期間を含む。）等、(公財)愛知水と緑の公社下水道部矢作川境川事業所長（以下「所長」という。）が必要であると認めるときは、施設を利用できない日とすることができる。

(利用時間)

第3条 施設の利用時間は、次のとおりとする。

期 間	利用時間
4月1日～10月31日	午前9時から午後5時
11月1日～ 3月31日	午前9時から午後4時

(利用の許可等)

第4条 施設を特別利用しようとする者は、境川浄化センター一般利用施設特別利用申込書（様式1）を所長に提出し、許可を受けなければならない。

2 グラウンドゾーン及び芝生ゾーンをエリア毎（自由使用エリアを除く。）に個別利用しようとする者は、境川浄化センター一般利用施設個別利用申込書（様式2）を所長に提出し、許可を受けなければならない。

但し、サッカー、ホッケー等で他利用者に危害を加える可能性のあるスポーツで団体利用する場合には、小学生以下の団体利用に限る。

3 境川浄化センター一般利用施設特別・個別利用申込書の受付期間は月曜日から金曜日（祝日及び第2条第1項（2）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

4 所長は、次の不許可事項に該当する場合には利用の許可をしないものとする。

- (1) 社会の公安を害し、又は風紀を乱すおそれのある場合
- (2) 暴力団の利益になると認められる場合
- (3) 特定の宗教的、政治的行為をする場合
- (4) 飲食行為を主たる目的とする場合
- (5) 物品の販売を主たる目的とする場合
- (6) 営利を目的とした利用をする場合
- (7) 建物や付属設備等を毀損または滅失するおそれのある場合

- (8) 未成年者のみで利用する場合
- (9) 利用申込書に虚偽事項が認められる場合
- (10) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合
- (11) その他所長が施設の設置目的及び運営管理上不相当と認めた場合

なお、利用申込者は上記不許可事項について、境川浄化センター一般利用施設特別利用申込書及び個別利用申込書の各裏面の利用の不許可事項に対する同意の欄にチェックを入れることで、同意したとみなします。

- 5 利用申込者は、利用時間その他利用申込書に記載された内容を変更する場合は、所長に速やかに申し出、変更内容の承認を受けなければならない。
- 6 利用申込者は、施設を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(不許可事項への対応)

第5条 第4条第4項(10)に示した不許可事項が行われていることが認められた場合は、利用者に対しその行為をやめるよう口頭で求め、これに従わないときはその行為をやめるよう指示書(様式3)を手交する。

- 2 指示書による指示に従わない場合は、所長は施設設置者である愛知県知事(報告先:愛知県建設局知立建設事務所都市施設整備課長)へ報告する。

(利用の禁止等)

第6条 所長は、めいてい者その他施設の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者又は施設に損害を加え、若しくは加えるおそれがある者に対し、施設への立入りを禁じ、又は立ち退かせることができる。

(利用料)

第7条 利用料は無料とする。

(利用後の措置)

第8条 施設の利用者は、利用を終了した時は、清掃を行った後、原状に回復するものとする。

(遵守事項)

第9条 施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 指定された場所以外での喫煙をしない。
- (2) 火気を使用しない。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物の類を携帯もしくは連行しないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 許可された場所以外に立ち入らないこと。
- (6) ゴミは放置せず、自ら持ち帰ること。
- (7) ゴルフ、野球等、他利用者に特に危害を加える可能性のあるスポーツをしない。
- (8) 駐車場以外の場所への車両の乗り入れをしない。
- (9) 施設内での怪我、事故等の処理については、利用する者が責任を持って行うこと。

- (10) 自由使用エリアは独占的に使用しないこと。
- (11) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、所長が定めるものとする。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

この要領は平成26年4月1日から施行する。

平成28年6月20日一部改正

令和2年7月10日一部改正

指 示 書

住所
氏名 様

施設管理者
公益財団法人愛知水と緑の公社 下水道部
矢作川境川事業所長

下記の行為は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当します。よって、境川浄化センター一般利用施設の利用許可要領第4条第4項及び第5条の規定に基づき、〇年〇月〇日付けの境川浄化センター一般利用施設 特別・個別 利用申込書に記載の利用時間内において、利用の不許可事項を行わないよう指示します。

記

1 行為日時 令和 年 月 日 時 分頃

2 行為場所 境川浄化センター

3 具体的内容

(例)「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は祖国へ帰れ」の発言

4 不当な差別的言動の該当性

本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知すること

本邦外出身者を著しく侮蔑すること

その他、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する言動